

大阪市告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年5月14日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
桜川恵美須町線	浪速区大国1丁目1番先	プランター（15点）

（建設局総務部管理課）